

平成20年7月23日

資源エネルギー庁

特定規模需要部門の当期純損失額等の公表について

一般電気事業部門別収支計算規則第4条に基づき、東京電力株式会社から提出のありました平成19年度部門別収支計算書において、特定規模需要部門に当期純損失が生じたため、同規則第5条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び特定規模需要部門の当期純損失額を公表します。

記

事業者名：東京電力株式会社

特定規模需要部門の当期純損失額：684億円

(参考)

一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号）抜粋

（部門別収支計算書等の提出）

第4条 事業者は、法第34条の2第2項の規定による提出をしようとするときは、第2条の規定により整理した様式第1及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後4月以内に提出しなければならない。

（特定規模需要部門の当期純損失額等の公表）

第5条 経済産業大臣は、前条の規定により提出された様式第1において、特定規模需要部門に当期純損失が生じたときは、当該事業者名及び特定規模需要部門の当該純損失額を公表しなければならない。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁電力市場整備課長 増田

担当者：山口、遠藤、前田

電話：03-3501-1511（内線 4741～6）

03-3501-1748（直通）